

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第5回）議事要旨

1 日 時 令和3年8月5日（木）9時30分～11時23分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟1階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席5名

4 議題

（1）金額提示

（2）金額審議

（3）その他

5 議事要旨

（1）労使の個別協議に引き続き、公使会議、公労会議が行われた。

（2）労使双方から出された質問事項に対する回答が行われた。

（3）労使双方より、改めて金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

・ 引上げ額0円（据え置き）を提示。

【労働者側金額提示】

・ 引上げ額30円を提示。

【使用者代表委員の主張】

・ 今は上げる状況にはない。

【労働者代表委員の主張】

・ 助成金の有効活用ができることも考慮して30円とした。

（4）今回の金額提示でも、労使双方の隔たりは解消されなかったため、公益委員見解を示すこととなった。

【公益委員見解】

- ・金額は目安の金額と結果的に同じになるが、28円を提案する。
 - ・理由は以下のとおり
 - ① 最低賃金制度が生計費と労働者の賃金、支払い能力という3つの要素で成り立っているという原点に立ち返りたいということ。
 - ② コロナや豪雨により打撃を受けている産業・地域があることも考慮しつつも、公益としては産業全体を見ていきたいということ。
 - ③ コロナの問題は深刻で、危機感を持つのは当然であるが、今年はワクチンや治療薬ができる等先が見えないとは言え、少なくとも昨年のような手探りの状態ではないこと。
 - ④ 賃金の面では春闘等で幅はあるものの、プラスの水準にあり、ゼロではないこと。
 - ⑤ 熊本の雇用情勢は有効求人倍率が5か月連続上昇し、九州で一番高く、全国でも7番目と良い数字であること。
 - ⑥ 中央最低賃金審議会において、目安額が全てのランクで28円となったことに込められた意味を受け止めたいということ。
 - ⑦ 仮に28円だと影響率が15.7%となるが、29円とするとやや上がるので、影響率をなるべく大きくしないようにしたいという配慮もあること。
 - ⑧ 各都道府県で大体28円で決まっている状況にあり、その流れを無視することはできないこと。
 - ・仮にいくらだと決まった後は、制度的な改善を熊本労働局に求めるとか熊本県等への要望を求めるといった文言を入れた形の答申にさせていただきたいと思っているので後ほど事務局と相談させていただく。
- (5) 続いて、公益委員見解に対する採決が行われた。採決の結果、賛成多数となり公益委員見解の「引上げ額28円、時間額821円」との結論に達し、これを熊本県最低賃金専門部会の意見として本審において報告することとされた。